

第 1 編

總 則

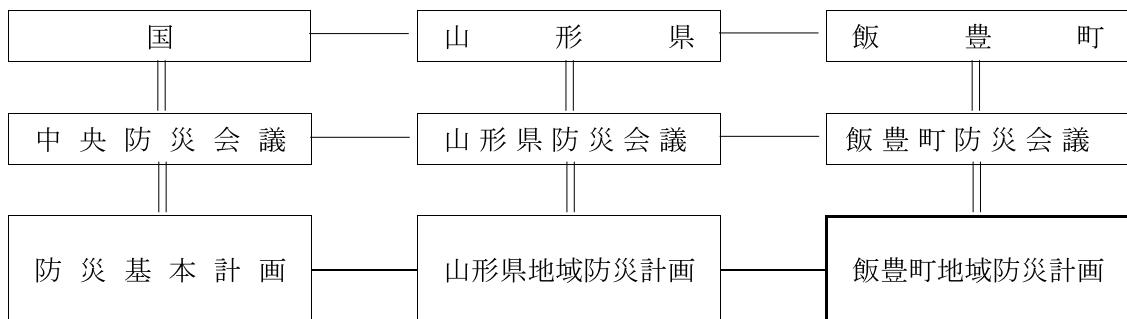


# 第1節 計画の目的及び構成

## 1 計画の目的

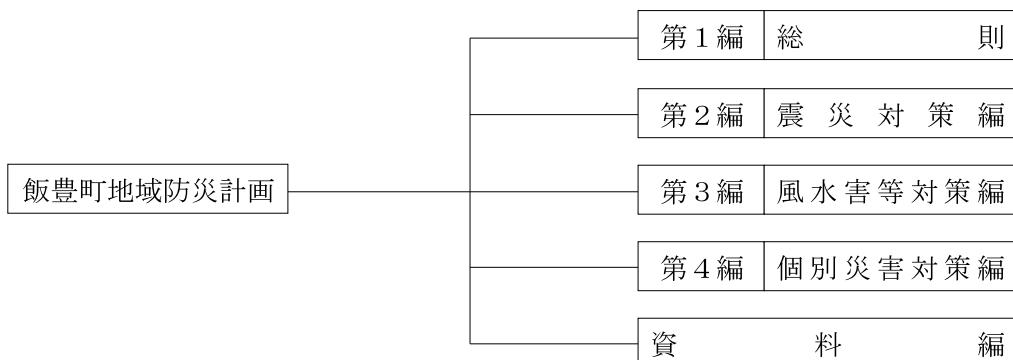
この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、飯豊町防災会議が作成する計画であって、住民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある災害に対処するため、災害の予防対策、応急対策及び復旧・復興対策について必要な事項を定めることにより、住民の生命、身体及び財産並びに町土を災害から保護することを目的とする。

国、県及び飯豊町の防災会議並びに防災計画の体系



## 2 計画の構成

本計画は、現実の災害に対する対応に即した構成としており、第1編の総則に続いて、第2編を震災対策編、第3編を風水害等対策編、第4編を個別災害対策編とし、それぞれの災害に対する予防、応急、復旧・復興等の各段階における諸施策を示した。また、資料編として、本計画に必要な関係資料等を掲げた。



## 3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定により飯豊町防災会議が策定する飯豊町地域防災計画の一部を構成し、本町における防災対策の基本となる。

この計画の性格は次のとおり。

- (1) この計画は、町及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が防災対策上とるべき総合的・基本的事項を定める。
- (2) 災害を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な

回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とする。そして、被災しても人命が失われないことを最重視し、経済的被害ができるだけ少なくなるよう、様々な対策を講じて災害に備える。

- (3) 防災関係機関は、本計画を踏まえて詳細計画等を定め、相互に密接な連携を図りながら、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施し、その具体的推進を図る。併せて、いつどこでも起こり得る災害に備え住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために、住民運動の展開を図り、自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進する。
- (4) 町防災会議は、過疎化及び少子・高齢化の進行等社会環境の変化及び大規模地震等による災害の経験を踏まえ、災害対策基本法第42条の規定により、この計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。
- (5) 各防災関係機関も、前号の趣旨を踏まえて、この計画に毎年検討を加え、修正すべきと認める事項がある場合は、これを町防災会議に提出する。町防災会議は、当該事項の提出があり、かつ修正の必要があると認めるときは、この計画を修正する。

#### 4 防災の基本理念（飯豊町地域防災計画各編共通事項）

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において最善の対策をとることが被害の軽減につながる。各段階における基本理念は以下のとおりである。なお、施策を実施するため、災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源はもとより、災害対策全般に要する経費の財源にあてるため、災害対策基金等の積立、運用等に努める。

##### (1) 周到かつ十分な災害予防

###### ① 基本理念

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせて一体的に災害対策を推進することを理念とする。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図る。

###### ② 施策の概要

ア 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、道路の整備等地震に強い地域の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。また、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジリエンスを高める「Eco-DRR」（生態系を活用した防災・減災）及び「グリーンインフラ」の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることで災害に強いまちの形成を図る。

イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施

設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

ウ 住民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により、住民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

エ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

オ 発災時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な防災訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

## (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

### ① 基本理念

ア 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

### ② 施策の概要

ア 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害における広域応援体制を確立する。

ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

オ 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活

動を行う。

- カ 被災者等への的確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により、住民等からの問合せに対応する。
- キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体の処理等を行う。
- ケ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- コ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性の見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- サ ボランティア、義援物資・義援金、海外等からの支援を適切に受入れる。
- シ 災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮するものとする。
- ス 平常時から都道府県や市町村間、企業等との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努め、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意するものとする。
- セ 町及び県は、災害発生時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておく。

### （3）適切かつ速やかな災害復旧・復興

#### ① 基本理念

- ア 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。

#### ② 施策の概要

- ア 被災の状況や被災地の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
- イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
- ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、迅速かつ適切な廃棄物処理を行う。
- エ 再度の災害防止とより快適な生活環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
- オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。

力 被災企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。

## 5 個別法に基づき地域防災計画に記載する事項

### (1) 地域防災計画に記載すべき事項（法定事項）

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）第15条第8条第1項に規定する土砂災害に関する警戒避難体制等に関する事項、水防法（昭和24年法律第193号）第15条第1項に規定する洪水予報等の伝達方法等に関する事項

### (2) 地域防災計画の作成に当たって留意すべき事項

地震災害対策については、県地域防災計画等において、想定される地震災害を明らかにして、当該地震災害の軽減を図るための地震防災対策の実施に関する目標を定めるよう努める。

### (3) 国土強靭化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靭化基本法（平成25年法律第95号）第10条に定める「国土強靭化基本計画」及びその基となる「国土強靭化政策大綱」の基本目標を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。また、第13条の規定により策定した飯豊町国土強靭化地域計画（令和3年3月）は、国土強靭化の観点から町における様々な分野の計画等の指針であり、同計画の基本目標である次の事項を踏まえるとともに、大規模地震後の水害等の複合災害も念頭に置きながら、関係者一体となって事前防災に取組むものとする。

#### ① 基本目標

- ア 人命の保護が最大限図られる
- イ 町及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
- ウ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- エ 迅速な復旧・復興

## 6 地域防災計画において重点を置くべき事項

平成23年3月に発生した東日本大震災は、多くの課題と教訓を遺した。この教訓を踏まえ、近い将来発生が懸念される大規模災害の発生に備え、以下のとおり、更なる防災対策の充実を図ることが必要である。この際、可能な範囲で災害対応業務のプログラム化、標準化を進めることや、防災の各分野における訓練・研修等による人材育成を図ることも必要である。

### (1) 大規模広域災害への即応力の強化に関する事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国と県及び市町村間の相互支援体制を構築すること。

町と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意すること。

### (2) 被災地への物資の円滑な供給に関する事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニ

ーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待たずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

(3) 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難指示等の判断基準等の明確化、緊急時の指定緊急避難場所の指定及び周知徹底、立退き指示等に加え必要に応じた「緊急安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成及び活用を図ること。

(4) 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する指定避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要なり災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

(5) 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、町地域防災計画への地区防災計画の位置付けなどによる町と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

(6) 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害からの円滑かつ迅速な復興のため、町は、復興計画の作成等により、住民の意向を尊重しつつ、計画的な復興を図ること。

(7) 原子力災害対策の充実に関する事項（風水害等対策編に記載）

原子力災害対策の充実を図るため、原子力災害対策指針を踏まえつつ、緊急事態における原子力施設周辺の住民等に対する放射線の重篤な確定的影響を回避し又は最小化するため、及び確定的影響のリスクを低減するための防護措置を確実に行うこと。

## 7 計画の周知と運用

本計画の内容については、町職員、住民、防災関係機関並びに防災に関する施設管理者に周知徹底するとともに、特に町及び防災関係機関は、平常時の予防対策及び災害時の応急・復旧対策実施に適切な運用ができるよう、日頃から訓練や研修を通じ内容の習熟に努める。

## 第2節 防災の基本方針

本町における防災とは、住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、社会の秩序の維持を図ることである。災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化する「減災」の考え方を防災の基本方針とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最も重視し、様々な対策を組み合わせて災害に備えることとする。また防災には、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において、行政、住民、事業所等が一体となって最善の対策をとり、災害に強い「安心・安全なまちづくり」を進めていくこととする。そのための基本方針は以下のとおりとする。

### 1 災害に強いまちづくり

災害発生時の重要な防災拠点となる公共施設の計画的な耐震化を推進するとともに、本町の地質条件等を考慮した治山治水事業や住民の生命・身体の安全確保と財産の保全を目的とした防災対策を推進し、被災した際の被害を最小限に抑えることができるよう、「減災」に向けた地域防災基盤の強化を図る。また、災害時に必要となる防災資機材を計画的に整備するとともに、災害情報の収集・伝達が適切かつ効果的に行えるよう伝達手段を検討の上整備し、山形県防災行政無線と併せて、総合的な災害情報の収集伝達のシステムを確立する。

また、効果的・効率的な防災対策を行うため、A I 技術やS N Sの活用など、国・県等と連携の上、災害対応業務のデジタル化の検討を進め、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る。

### 2 地域防災力の強化

大規模災害時には行政の対応だけでは限界があり、行政と住民、そして事業所などあらゆる人々がともに協力し合いながら災害に当たることが重要である。共生と共創のまちづくりとして「自助」「共助」「公助」の防災に関する基本的な理念を踏まえ、住民それぞれが平常時から災害に対して備え、災害が発生した場合には自分の身を自分で守るとともに、お互いに助け合いながら活動できるよう、情報提供や防災知識の普及啓発、自主防災組織の育成、ボランティア活動の環境整備など地域の防災力の向上に努めていく。

また、住民一人一人が確実に避難できるようになることが必要であることから、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を習得できる実践的な防災教育や避難訓練を実施する。

### 3 要配慮者への配慮

本町においては、高齢者人口の増加とともに、一人暮らし高齢者や高齢者世帯、さらには寝たきり高齢者等の要介護者の増加など、要配慮者の割合が年々増加している。このことは今後

の防災対策の上で重要な課題であり、要配慮者となりうる在宅の高齢者や要介護者、身体障がい者等については、自治組織や自主防災組織、消防団等と協力し、要配慮者の実態把握に努めるとともに、災害発生時の情報提供や避難誘導が円滑に行えるよう地域で支援する体制を構築するなど、きめ細やかな施策をほかの福祉施設と連携の下に行っていく。

また、地理に不案内な観光客や、情報の理解や意思疎通が困難な外国人等も要配慮者となり得ることから、今後考慮していかなければならない課題である。

### 第3節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

災害対策基本法第42条第2項第1項の規定により、町及び町内の公共団体、その他防災上必要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じ、町の地域に係る防災に寄与するものとし、それぞれの防災に関し処理すべき事務又は業務の大綱は次のとおりとする。

#### 1 実施機関

##### (1) 町

町は、防災の第一次責任者として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

##### (2) 県

県は、市町村を包含する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害が市町村の区域を越えて広域にわたるとき、災害の規模が大きく市町村で処理することが困難と認められるとき、又は防災活動内容において統一的処理を必要としたり、市町村間の連絡調整を必要とするとき等に、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。また、市町村及び指定地方公共機関の防災活動を援助するとともにその調整を行う。

##### (3) 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう、勧告、指導及び助言等の措置を行う。

##### (4) 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その公共性又は公益性に鑑み、その業務について自ら防災活動を実施するとともに、町の防災活動が円滑に行われるよう協力するものとする。

##### (5) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、町その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

## 2 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

### (1) 町

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
飯豊町	<p>①飯豊町防災会議に關すること。</p> <p>②町内における公共的団体及び住民の自主防災組織の育成指導に關すること。</p> <p>③防災意識の高揚及び災害安全運動に關すること。</p> <p>④防災に係る教育及び訓練に關すること。</p> <p>⑤通信施設及び組織の整備に關すること。</p> <p>⑥水防、消防、救急、救助、その他の災害応急に關する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に關すること。</p> <p>⑦治山治水、その他地域の保全に關すること。</p> <p>⑧建物の不燃化、耐震化、その他防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に關すること。</p> <p>⑨災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に關すること。</p>	<p>①飯豊町災害対策本部の設置及び運営に關すること。</p> <p>②指定地方行政機関の長等及び県知事に対する職員の派遣要請、並びに他の市町村長に対する応援の要請に關すること。</p> <p>③県知事の委任を受け行う、災害救助法に基づく被災者の救助に關すること。</p> <p>④損失及び損害補償及び公的徴収金の減免等に關すること。</p> <p>⑤災害情報の収集に關すること。</p> <p>⑥災害広報に關すること。</p> <p>⑦気象（災害）予警報等の情報伝達、並びに避難指示等及び警戒区域設定に關すること。</p> <p>⑧被災者の救助に關すること。</p> <p>⑨消防活動及び浸水対策活動に關すること。</p> <p>⑩緊急輸送の確保に關すること。</p> <p>⑪ライフラインの確保に關すること。</p> <p>⑫公共土木施設、並びに農地及び農業用施設等に対する応急措置に關すること。</p> <p>⑬農産物、家畜、林産物及び水産物に対する応急措置に關すること。</p> <p>⑭食料、その他の生活必需品の需給計画に關すること。</p> <p>⑮災害時の清掃、防疫（感染症対策）その他</p>	<p>①被災者のための相談に關すること。</p> <p>②見舞金等の支給等に關すること。</p> <p>③雇用の安定に關すること。</p> <p>④住宅対策に關すること。</p> <p>⑤租税の特例措置に關すること。</p> <p>⑥農林漁業者及び中小企業等に対する金融対策に關すること。</p> <p>⑦公共施設等の災害復旧に關すること。</p>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
		<p>保健衛生の応急措置に関すること。</p> <p>⑯被災児童生徒等に対する応急の教育に関すること。</p> <p>⑰被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。</p> <p>⑱危険物の保安に関すること。</p> <p>⑲被災地における社会秩序の維持に関すること。</p> <p>⑳施設及び設備の応急復旧に関すること。</p> <p>㉑応急措置のための財産又は物品の貸付けに関すること。</p>	

## (2) 消 防

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
西置賜行政組合消防署 飯豊分署	<p>①防災に係る教育及び訓練に関すること。</p> <p>②防災思想の普及啓発に関すること。</p> <p>③災害の予報及び警報に関すること。</p>	<p>①災害の警戒及び防ぎよに関すること。</p> <p>②救出、救助及び救急に関すること。</p> <p>③災害応急対策に関すること。</p> <p>④災害情報の収集伝達及び広報宣伝に関すること。</p> <p>⑤通信の確保に関すること。</p> <p>⑥危険物の保安に関すること。</p> <p>⑦その他災害時における所定業務活動に関すること。</p>	
飯豊町消防団	<p>①防災に係る訓練に関すること。</p> <p>②防災思想の普及啓発に関すること。</p>	<p>①災害の警戒及び防ぎよに関すること。</p> <p>②災害応急対策に関すること。</p> <p>③災害情報の収集に関すること。</p>	

(3) 県

機 関 名	処理すべき事務又は業務の大綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
山形県	<p>①山形県防災会議に關すること。</p> <p>②防災関係機関相互の総合調整に關すること。</p> <p>③災害及び防災に関する科学的研究とその成果の実現に關すること。</p> <p>④防災に係る気象、地象及び水象の観測、予報、情報、その他の業務に関する施設、設備及び組織の整備、並びに災害の予報及び警報の伝達の改善に關すること。</p> <p>⑤防災思想の普及及び災害安全運動に關すること。</p> <p>⑥防災に係る教育及び訓練に關すること。</p> <p>⑦通信施設及び組織の整備に關すること。</p> <p>⑧水防、消防、救助、その他の災害応急に關する施設及び組織の整備並びに物資及び資機材の備蓄に關すること。</p> <p>⑨治山治水、その他県土の保全に關すること。</p> <p>⑩建物の不燃化、耐震化、その他都市の防災構造上の改善、災害危険区域の指定及び対策に關すること。</p> <p>⑪災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に關すること。</p> <p>⑫在宅の要配慮者対策に關すること。</p>	<p>①県災害対策本部の設置及び運営に關すること。</p> <p>②防災関係機関相互の総合調整に關すること。</p> <p>③市町村の実施する被災者の救助の応援及び調整に關すること。</p> <p>④自衛隊の災害派遣要請に關すること。</p> <p>⑤指定行政機関に対する職員の派遣要請に關すること。</p> <p>⑥建設機械及び技術者の現況把握、並びにその緊急使用又は従事命令に關すること。</p> <p>⑦損失及び損害補償並びに公的徵収金の減免等に關すること。</p> <p>⑧応急措置のための財産又は物品貸付けに關すること。</p> <p>⑨市町村の実施する水防活動及び浸水対策活動に対する指示、援助に關すること。</p> <p>⑩災害救助法に基づく被災者の救助に關すること。</p> <p>⑪気象（災害）予警報等の情報伝達並びに災害情報の収集伝達に關すること。</p> <p>⑫災害広報に關すること。</p> <p>⑬緊急輸送の確保に關すること。</p> <p>⑭ライフラインの確保に關すること。</p> <p>⑮公共土木施設、並びに農地及び農業用施設等に対する応急措置に關すること。</p> <p>⑯農産物、家畜、林産物</p>	<p>①被災者のための相談に關すること。</p> <p>②見舞金等の支給等に關すること。</p> <p>③雇用の安定に關すること。</p> <p>④生活関連物資の需給・価格状況の調査等に關すること。</p> <p>⑤住宅対策に關すること。</p> <p>⑥租税の特例措置に關すること。</p> <p>⑦農林業者及び中小企業等に対する金融対策に關すること。</p> <p>⑧公共施設等の災害復旧に關すること。</p>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 約		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
		<p>及び水産物に対する応急措置に関すること。</p> <p>⑯食料その他の生活必需品の需給調整に関すること。</p> <p>⑰災害時の感染症対策、その他保健衛生の応急措置に関すること。</p> <p>⑯被災児童生徒等に対する応急の教育に関すること。</p> <p>⑰被災要配慮者に対する相談及び援護に関すること。</p> <p>⑱その他市町村の応急措置の実施又は応援の指示及び代行に関すること。</p>	
長井警察署	<p>①災害警備用の装備資機材及び地震対策用施設の整備充実に関すること。</p> <p>②災害警備の教養訓練に関すること。</p> <p>③防災広報に関すること。</p>	<p>①災害情報の収集に関すること。</p> <p>②被災者の救助及び避難誘導に関すること。</p> <p>③交通規制、緊急通行車両の確認及び緊急輸送路の確保に関すること。</p> <p>④行方不明者の調査及び死体の検視に関すること。</p> <p>⑤犯罪の予防・取締り、混乱の防止その他秩序の維持に関すること。</p>	

#### (4) 指定地方行政機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 約		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
東北農政局 (山形県拠点)	<p>①農地防災事業及び地すべり対策事業の実施に関すること。</p> <p>②防災教育、総合訓練及び農家に対する防災思想の普及並びに防災営農体制の確立指導に関すること。</p>	<p>①災害情報の収集、種もみの備蓄及び供給、病害虫の防除、家畜の伝染病予防及び飼料の確保、土地改良機械の現況把握及び緊急使用措置、技術者の動員措置に関すること。</p> <p>②災害時における応急</p>	<p>農地及び農業用施設並びにこれらの関連施設の災害復旧、直轄代行災害復旧事業、鉱害復旧事業、災害金融に関すること。</p>

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
		食料の調達・供給に関する情報収集・連絡に 関すること。	
東北森林管理局 (置賜森林管理署)	①治山事業及び地すべり対策事業の実施に 関すること。 ②防災教育及び防災訓練の実施並びに林野火災の防止に 関すること。	災害情報の収集、災害復旧用材の供給に 関すること。	林地、林道及び林業施設の災害復旧に 関すること。
仙台管区気象台 (山形地方気象台)	①防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に 関すること。 ②地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に 関すること。 ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に 関すること。	①気象、地象、地動及び水象の観測並びにそ の成果の収集、発表に 関すること。 ②気象、地象（地震にあ っては、発生した断層運動による地震動に限 る）、及び水象の予 報並びに警報等の防災氣象情報の発表、伝達及 び解説等に 関すること。	気象、地象（地震にあ っては、発生した断層運動による地震動に限 る）、及び水象の予報並びに警報等の防災氣象情報の発表、伝達及 び解説等に 関すること。
山形労働局	①大規模な爆発、火災等の災害防止に 関すること。 ②企業における防災の促進に 関すること。	①二次災害発生の防止に 関すること。 ②災害応急工事等に 関する安全衛生の確保に 関すること。	①事業場の操業再開時 における労働災害の 防止に 関すること。 ②災害復旧工事等に 関する安全衛生の確保に 関すること。
東北地方整備局 (山形河川国道事務所米沢 国道維持出張所)  (最上川ダム 統合管理事務所白川ダム管 理支所)  緊急災害対策 派遣隊 (T E C - F O R C E) ・リエゾ ン)	①防災上必要な教育及び訓練の実施並びに一般住民の防災意識の高揚、防災知識の普及に 関すること。 ②通信施設、観測施設、防災用機械、資機材の整備に 関すること。 ③災害危険箇所における河川、砂防、道路施設等の防災事業推進に 関すること。 ④重要水防区域、地すべり防止区域及び道路通行規制区間における必要な措置並びに土石流危険区域の指導に 関すること。 ⑤官庁施設の災害予防	①災害に関する情報の 収集の伝達等に 関すること。 ②水防活動、土砂災害防 止活動及び避難誘導等に 関すること。 ③建設機械及び技術者の現況把握に 関すること。 ④緊急災害派遣隊 (T E C - F O R C E) など による災害時における復旧資材の確保に 関すること。 ⑤災害発生が予想され るとき又は災害時に おける応急工事等の 実施に 関すること。 ⑥緊急を要すると認め	二次災害の防止及び迅 速な復旧に 関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
	措置に關すること。 ⑥雪害予防施設及び除雪体制の整備に關すること。	られる場合の緊急対応の実施に關すること。	

(5) 自衛隊

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
陸上自衛隊 第6師団	防災関係資料の基礎調査、関係機関との連絡調整、災害派遣計画の作成、防災訓練、防災関係資機材等の整備点検に關すること。	①災害派遣初動の準備体制強化及び関係機関の連絡員の派遣、情報収集等並びに災害関係予報及び警報の伝達に対する協力、関係機関からの要請若しくは緊急事態に伴う部隊等の派遣に關すること。 ②被害状況の把握、避難の援助、遭難者等の搜索救助、水防活動、消防活動、道路又は水路啓開に關すること。 ③診察、感染症対策、病害虫防除等の支援に關すること。 ④通信支援に關すること。 ⑤人員及び物資の緊急輸送、炊飯及び給水の支援、救援物資の無償貸付又は譲与、交通規制の支援に關すること。 ⑥危険物の保安及び除去、その他臨機の必要に対し自衛隊の能力で対処可能な措置に關すること。	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第100条に基づく土木工事等の受託に關すること。

(6) 指定公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
東日本旅客鉄道株式会社 新潟支社	①線路及び建設物の警備、保存及び管理に關すること。	①送電設備、電車線及び変電設備の防護等、列車運転用電力の確保	線路等鉄道施設の災害復旧に關すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
	②鉄道林の新設、改良、保存及び管理に関すること。	①関すること。 ②列車運転用信号通信施設及び信号保安機器の防護に関するこ と。 ③気象情報の伝達及び災害対策本部の設置等應急体制の確立に 関すること。 ④災害時における救助物資及び人員の輸送確保に関すること。	
東日本電信電話株式会社山形支店	高度情報網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関すること。	災害時における通信の確保、利用調整及び料金の減免に関するこ と。	①避難指示等により実際に電話サービスを受けられない契約者の基本料金の減免等料金の特例に関するこ と。 ②電気通信施設の災害復旧に関するこ
株式会社NTTドコモ KDDI 株式会社 ソフトバンク 株式会社	移動通信網の確立と既設設備の整備による通信設備の安定化並びに防災に関するこ	災害時における移動通信の確保に関するこ と。	移動通信設備の災害復旧に関するこ
日本赤十字社 山形県支部		①災害時における傷病者 者の医療救護に関するこ と。 ②被災者に対する救援物資の配分に関するこ と。 ③こころのケアに関するこ と。 ④赤十字ボランティア活動の指導に関するこ と。 ⑤義援金の募集受付に 関すること。	
日本放送協会 山形放送局	災害予防の放送に関するこ	①気象予報、注意報、警 報、特別警報及び災害 情報等の放送に関するこ と。 ②救援奉仕活動及び奉 仕団体等の活動に対する協力に関するこ と。	放送施設の災害復旧に 関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
日本通運株式会社		①物資等の各種輸送計画の策定及び実施に関すること。 ②緊急及び代行輸送体制の確立及び貨物の損害防止に関するこ と。	
東北電力ネットワーク株式会社長井電力センター	発電、変電、送電及び配電施設並びに設備の新設、改良及び維持に関するこ と。	災害時における電力供給の確保及び調整に関するこ と。	電力供給施設の災害復旧に関するこ と。
日本郵便株式会社 萩生郵便局 手ノ子郵便局 添川郵便局 中津川郵便局	災害発生時の郵政事務の運営確保体制整備に関するこ と。		①災害時における日本郵便株式会社の業務運営の確保に関するこ と。 ②災害救助法適用時に おける郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関するこ と。 ③株式会社ゆうちょ銀行の非常扱い及び株式会社かんぽ生命保 険の非常取扱について、各社から要請があ った場合の取扱いに関するこ と。

#### (7) 指定地方公共機関

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱		
	災 害 予 防 対 策	災 害 応 急 対 策	災 害 復 旧
山形放送株式会社 株式会社山形テレビ 株式会社テレビ山形 株式会社さくらんぼテレビジョン 株式会社エフエム山形	災害予防の放送に関するこ と。	①気象予報、注意報、警 報、特別警報及び災害 情報等の放送に関するこ と。 ②救援奉仕活動及び奉 仕団体等の活動に対 する協力に関するこ と。	
白川土地改良区 野川土地改良区	水門、水路、ため池及び農道、その他の農業用施設の整備及び維持管理に関するこ と。	農地及び農業用施設の被災状況調査に関するこ と。	農地及び農業用施設の災害復旧事業に関するこ と。

(8) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 約
長井市西置賜郡 医師会・歯科医師会	災害時における医療救護に関すること。
病院等経営者	①防災に関する施設の整備と避難訓練の災害予防の対策に関すること。 ②災害時における収容患者の避難誘導に関すること。 ③被災負傷者等の収容保護に関すること。 ④災害時における医療、助産等の救護に関すること。 ⑤近隣医療機関相互間の救急体制の確立に関すること。
社会福祉施設経営者	①防災に関する施設の整備と避難訓練等の防災予防対策に関すること。 ②災害時における収容者の避難誘導に関すること。 ③災害時における要配慮者の収容に関すること。
社会福祉協議会	①被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること。 ②福祉救援ボランティアに関すること。 ③災害時における要配慮者の収容に関すること。
山形おきたま農業 協同組合 山形県農業共済組 合置賜支所 農業関係団体 西置賜ふるさと森 林組合	①町が行う農林関係の被害調査及び応急対策の協力に関すること。 ②農作物の災害応急対策についての指導に関すること。 ③被災農家に対する融資又はそのあっせんに関すること。 ④共同利用施設の災害応急対策及び復旧に関すること。 ⑤飼料、肥料等の応急確保に関すること。 ⑥林業物の災害応急対策についての指導に関すること。
商工会等商工業関 係団体	①町が行う商工業関係の被害調査、融資希望者の取りまとめ、融資のあ っせん等の協力に関すること。 ②災害時における物価安定についての協力に関すること。 ③救助用物資、衛生医療品、復旧資材等の確保についての協力及びこれ らのあっせんに関すること。
置賜広域行政事務 組合	災害時におけるごみ及びし尿の適正処理に関すること。
建設業協会等建設 業者	①防災対策資機材、人員の確保に関すること。 ②障害物の除去等の応急復旧対策に関すること。
日本・アルカディ ア・ネットワーク株 式会社 (おらんだラジオ)	①灾害予防の放送に関すること。 ②灾害情報等の放送に関すること。
長井西置賜地区 プロパンガス保安 センター協同組合	①液化石油ガス消費設備の安全指導に関すること。 ②災害時における応急燃料の確保に関すること。 ③被災者に対する燃料の供給に関すること。
製材業者	災害時における復旧資材の確保協力あっせんに関すること。
一般運輸事業者	災害時における緊急輸送の確保に関すること。
西置賜危険物安全 協会及び危険物関 係施設の管理者	災害時における危険物の保安措置に関すること。
自主防災組織、 自治組織等	①地域における住民の避難誘導、被災者の救援、感染症予防物資の供給、 防犯等に対する協力に関すること。 ②町が実施する応急対策についての協力に関すること。 ③防災知識の普及啓発と防災訓練の実施に関すること。

機 関 名	処 理 す べ き 事 務 又 は 業 務 の 大 綱
	④共助の精神に基づく自主防災活動を実施すること。 ⑤避難所の運営の協力に関すること。
文化事業団体	町が実施する応急対策についての協力に関すること。
その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者	それぞれの職務に関する防災管理、応急対策及び災害復旧に関するこ と。
災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者(スーパー・マーケット、コンビニエンスストア等)	災害時における事業活動の継続的実施及び町が実施する防災に関する施策への協力に関するこ と。
住民	食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄や防災訓練への参加に関するこ と。

## 第4節 飯豊町の特質と災害要因

本節では、町の位置、地形・地質特性及び社会的条件、豪雨・台風、震災等の災害履歴及び災害特性を示す。

### 1 町の位置

本町は、山形県の西南部に位置し、置賜盆地のほぼ中央に位置している。東は米沢市及び川西町、西は小国町、南は福島県喜多方市、北は長井市にそれぞれ隣接し、北東部は置賜白川に沿い、南部は飯豊連峰に連なる山岳で覆われている。JR米坂線と国道113号が東西に走っており、仙台と新潟を結ぶ内陸横断ルートのほぼ中間点で、交通上の要衝となっている。町全体として南北に狭長であり、最も長いところで南北35km、東西18km、総面積は329.41km<sup>2</sup>で、山形県総面積の約3.5%を占めている。

役場庁舎は、飯豊町大字椿2888番地、東経139° 59' 北緯38° 02' に位置している。

### 2 自然的条件

#### (1) 地形・地質

本町の地形は、大日岳(2,128m)、飯豊本山(2,105m)、種蒔山(1,791m)、三国岳(1,644m)等の山々が連峰（飯豊連峰）をなし、吾妻連峰へと続いている。また、北方には朝日連峰があり、その中間縫合地帯には、宇津峠山地の山々が走り、峰を競い合っている。北へ東へと半円状を描いて連れを成し、その内側（北東）に本町がある。

三国岳の北傾斜面に白川の源流があり、大日杉、中津川盆地を駆け抜け、一度はすべて白川ダムに入る。高峰、手ノ子付近にかけて流路はしだいに東へ移動していく。白川流域は下流にいくにしたがい氾濫原が広がりを見せ扇状地帯となる。松原付近から長井盆地へ出て、長井市河井で最上川へと注ぐ。このように飯豊連峰の北東麓を流れる白川流域に耕地が開けた農山村である。なお、白川左岸の扇状地帯の北側には、長井盆地西縁断層帯が南北にはじっており、丘陵部と平地部の境界となっている。

地質は、古生代までさかのぼると推定される堆積岩とその変成岩類と中生代～新生代古第三紀に貫入してきた飯豊山の花崗岩類の2種類が基盤岩を成している。新第三紀の地層は、様々な堆積岩類及び火山岩石類から構成され、地質構造も複雑である。北部には第四紀の地質の砂礫台地・段丘・扇状地が分布する。なお、米沢盆地西方から本町・小国盆地周辺にかけた地域は、地すべりが密集する地域となっている。

#### ① 変成岩類

本町の南東隅に、梅峰(1,541m)がある。そこから北の鳥帽子山(1,197m)の西面にかけて、古い時代の堆積岩類とその変成岩類が見られる。厚さ約1,000mと推定され、砂岩・粘板岩などから成り、海の中で堆積されてできた地層であることがわかる。この地層は、花崗岩マグマの熱作用によって変成された岩石（「ホルンフェルス」と呼ばれる）が混じつ

ている。

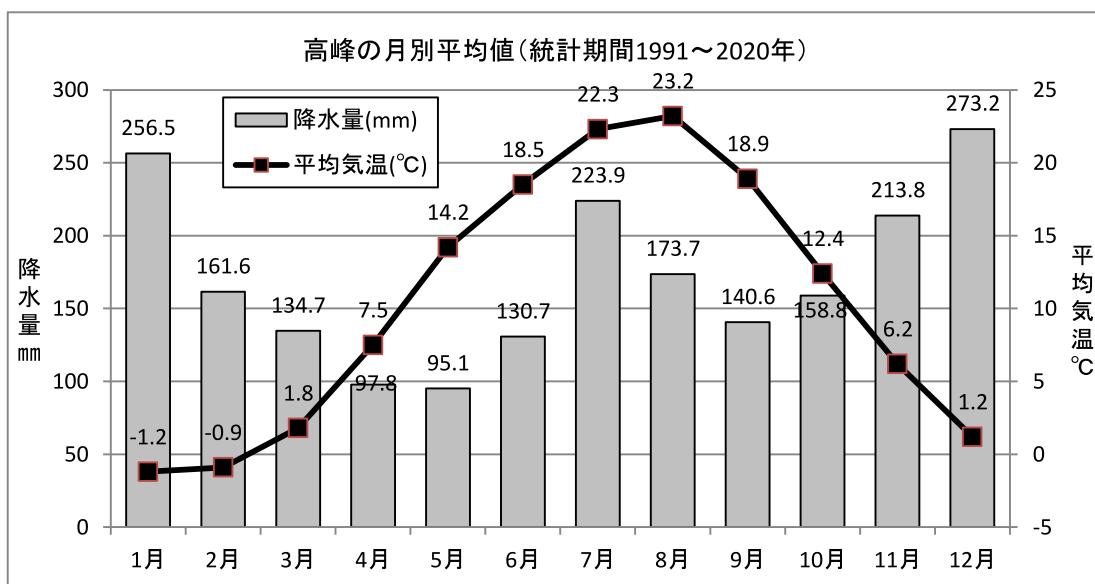
## ② 花崗岩類

飯豊山や朝日岳の山体は、「花崗閃緑岩」と呼ばれる花崗岩の仲間から成り立っている。

この岩石は、地下深所のマグマが地殻の浅い部分に貫入して冷えたもので、その後の隆起によって2,000m級の山岳に成長したものである。町土は、この巨大な花崗岩の山塊に抱かれている。

## (2) 気候

本町の気象は内陸型気候を表し、年間の平均気温は、10°C前後になり、年間降水量は高峰（標高250m）で2,077.7mm、中津川（標高390m）では2,511.5mmに達する。春夏は、西風、秋冬は北西の季節風がある。気圧配置が西高東低の冬型となると、北西の風が強くなり平坦部では地吹雪が発生し、山間部には大雪を降らせる。降雪量は平地部で2～3m、山間部では4mにも及ぶことから、特別豪雪地帯に指定されている。



資料：気象庁 高峰（飯豊町高峰）「地域気象観測システム」アメダス

## ① 春

### ア 急速な季節の進み

風雪や厳寒をもたらした冬の季節風も、3月に入ると急に衰える。また、時折、寒波のもどりがあるが、3月下旬から4月にかけての季節の進み方は急である。

### イ 消雪の状況

平坦部で4月上・中旬、山間部では5月に入らないと消えない。

### ウ 天気の周期的な変化

4月から5月にかけては、大陸の高気圧が発達し、その一部が移動してきた移動性高気圧と日本の西側にできた低気圧とが交互に日本付近を通過する。

このため、天気は3・4日ぐらいの周期で変化する。また、低気圧が通過するときには突風や春雷が発生し、急速に気温も上がる。

### エ 融雪洪水

本町を流れる白川水系の融雪期は3月中旬頃である。この時期、日本海を発達しながら進む低気圧の影響で、暖気を伴う強い南風や強い雨のため融雪が進み、洪水が起こることもある。

オ 空気の乾燥

4月から5月は、空気が非常に乾燥し、また風も強いため火災が発生しやすい。

カ 晚霜

春は晩霜の季節であり、晩霜の終わりは5月上旬頃である。

② 夏

ア 気温の上昇

平均気温が20℃を超える時期は7月上旬から9月上旬にかけてである。

イ 梅雨入り

梅雨に入るのは6月中旬頃であり、梅雨時期は曇りや雨のうつとうしい日が多い反面、梅雨に入っても雨らしい雨がなく、晴天の続く空梅雨に終わる年もある。

ウ 梅雨末期の大雨と梅雨明け

7月中旬頃、梅雨前線上を低気圧が通過する際は、雷を伴う梅雨末期の大雨を降らせることが多い。梅雨が明けるのは例年7月下旬頃である。近年、盛夏期に低気圧や台風の影響で集中豪雨が発生している。

エ 最高気温の時期

梅雨が明け、晴天の回復する7月下旬から8月中旬にかけての間は、太平洋高気圧におおわれ、連日晴天が続き、1年中で最も気温の高い時期である。

③ 秋

ア 台風シーズン

8月の終わりから10月にかけては台風のシーズンであり、台風の通過する進路により本町の気象状況も大きく変わる。すなわち、台風が太平洋側を通るときは奥羽山脈や出羽山陵などに大雨を降らせることが多く、日本海を通るときは、雨は比較的少ないが暴風に見舞われる。

イ 秋の長雨

秋の初めには、日本海の南岸沿いに前線（秋雨前線）が停滞して梅雨時のように毎日雨が降り続くことがある。この時期は、梅雨前線ほどはっきりしないが9月中旬頃から10月上旬にかけてである。

ウ 移動性高気圧の通過と周期的な天気の変化

秋の長雨が終わると移動性高気圧や低気圧が交互に通過するようになり、周期的に天気が変化する。

エ 初霜

本町で初霜を見るのは山間部で10月下旬頃、平坦部では11月上旬頃である。

オ 霧の発生

10月上旬に最も多く発生する。

#### カ 強風の日の増加

10月に入ると強風の日数が増加し、北西の季節風が吹き始める。

#### キ 初雪

本町で日最低気温の平均値が0°C以下になるのは、12月からである。本町で初雪を見るのは山間部で11月中旬頃、平坦部で11月下旬頃である。

初雪は地域により多少差はあるにしても、寒波の到来時期で決まる。

### ④ 冬

#### ア 北西の季節風

雪を伴った季節風が3月頃まで吹き続ける。強風の日は1月に入ると多くなり、時には連日吹雪となる。

#### イ 根雪になる時期

根雪になる時期は、平坦部で12月中旬である。また、根雪日数は平均して120日前後であるが、南部の山間地では北部の平坦部より根雪の終期が1ヶ月以上も遅れる。

## 3 災害要因

### (1) 風水害

風水害は、6月から10月にかけて多く発生しており、特に梅雨前線の活動が活発になる梅雨末期頃から初秋にかけての7月、8月に集中的に発生している。6月と9月にも発生しているが、7月、8月に比べれば少なく、10月は台風等により発生する。

#### ① 豪雨

雨による被害が発生する誘因として、台風、温帯低気圧、梅雨前線、寒冷前線及び局地的な豪雨があるが、本町で特に注意しなければならないのは、梅雨末期に降る集中豪雨である。また、近年では、短時間の局地的豪雨による災害も発生する。

### 日降水量等のランク（上位5位）

#### 高峰

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量	168	159.5	146	136.0	121.0	1976/4
(mm)	(1981/6/22)	(2020/7/28)	(1978/6/26)	(2019/10/12)	(2014/7/9)	2021/12
日最大1時間降水量	59.5	53	47.5	45	43.0	1976/4
(mm)	(2011/7/11)	(1983/8/9)	(2011/7/27)	(1998/8/6)	(2008/9/7)	2021/12

#### 中津川

要素名/順位	1位	2位	3位	4位	5位	統計期間
日降水量	153.5	124	121	120	118.5	1981/6
(mm)	(2019/10/12)	(2002/7/10)	(2006/7/15)	(1999/9/15)	(2016/8/22)	2021/12
日最大1時間降水量	80	54	43.5	42.5	42	1981/6
(mm)	(1983/8/11)	(2006/7/15)	(2008/9/7)	(2016/8/2)	(2006/9/7)	2021/12

資料：気象庁 「地域気象観測システム」アメダス

#### ア 洪水・浸水

洪水・浸水による被害のほとんどが7月から9月に集中する。その要因としては、前線に伴う豪雨が最も多く、次いで雷雨や台風となっている。また、融雪期には、日本海に低気圧又は前線があって、気温が著しく上昇した時に降雨が重なって被害を発生することがある。

#### イ 土砂災害

山地及び急傾斜地の多い本町では、融雪及び豪雨等に伴う土砂災害が発生する危険性が高い。気象現象の点から概観すると次のようになる。

(ア) 土石流：前線活動による大雨に伴って発生したものが殆どで、7月から9月にかけて多い。

(イ) がけ崩れ：前線活動による大雨に伴って発生し、7月から8月に集中する。

次いで融雪期の3月から4月にも多く発生する。

(ウ) 地すべり：融雪期に発生するものが多く、3月から4月に集中して発生する。

#### ② 台風

山形県に災害をもたらす台風のコースは次の2つのタイプに分けられる。

##### ア 暴風による災害が発生するコース

県の日本海沿岸又は日本海上を北上する場合、暴風に伴う建物・施設等の倒壊、農作物の被害が発生することが多い。速度を速めながら接近・通過する場合は、急速に風が強まることがある。8月下旬から9月下旬にかけて発生する例が多い。

##### イ 豪雨に伴う災害が発生するコース

本県付近を通過する場合や東北地方の太平洋沿岸を北上する場合、大雨に伴う浸水や土砂災害が発生することが多い。特徴として、東海地方付近から房総半島にかけて上陸し、スピードを早めながら列島を縦断又は太平洋沿岸を北上する例が多い。

##### ウ 風（台風以外）

被害をもたらす風としては、冬の季節風、温帯低気圧又は寒冷前線に伴う風等があり、強風害、竜巻による被害を発生させる。

###### (ア) 強風

県内の強風による災害は、10月下旬から4月にかけての冬の季節風によるものが最も多い。

###### (イ) 竜巻

積乱雲に伴う強い上昇気流により発生する激しい渦巻きで、多くの場合、漏斗状又は柱状の雲を伴う。被害域は、幅数十～数百メートルで、長さ数キロメートルの範囲に集中するが、数十キロメートルに達することもある。

#### (2) 雪害等

雪による被害には、西高東低の冬型の気圧配置に伴う季節風による大雪によって発生するもの、及び本州南海上を低気圧が通過する際に大雪となり発生するものがある。

降雪時期は11月から4月上旬までで、1月から2月に豪雪となりやすい。

① 積雪害

町内への降雪は、1月から2月に豪雪となり、雪の重みによる建造物の倒壊、雪下ろしや排雪中の事故が発生しやすい。

② 風雪害

町内の交通機関等は、冬の季節風に伴う風雪により影響を受ける場合があり、強い西風により発生する地吹雪には注意が必要である。

③ 雪崩

雪崩による災害を大別すると次の2つに分けられる。

ア 積雪の表層が滑り落ちる新雪（表層）雪崩で、気温が低く、既に積もった積雪に数10cm以上の新雪が積もった場合に発生しやすく、1月から3月初旬にかけて多い。

イ 積雪の全層が滑る雪崩で、低気圧又は気圧の谷が日本海を通過し、南風が吹いて気温が上昇した時又は雨が降って雪解けが促進される場合に発生しやすく、3月中旬から4月にかけて多い。

④ 融雪害

融雪害は、3月から4月にかけて日本海を低気圧が通過するときに発生しやすく、気温の上昇に伴う融雪と降雨が重なって、洪水、がけ崩れ及び地すべり等の災害を起こすことが多い。

(3) その他の気象災害

① 霜

霜による被害が発生する時期は、晩霜害の起こる4月から5月と早霜害の起こる10月で、特に多いのが5月である。これは夜間の放射冷却によるものと、季節はずれの強い寒気の流入によるものがある。

② ひょう

ひょう害は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定になった時に発生するもので、5月から7月と10月に多いが、特に6月が最も多く発生する。ひょう害は局地性が強く、被害地は距離10km、幅数km以下の細長い長円形又は帯状になることが多い。

③ 落雷

雷は、寒冷前線の通過時や上空に寒気が入って大気の状態が不安定になった時に多く発生する。4月から10月にかけて多く発生し、8月が最も多い。一方、冬期には季節風に伴って日本海上に発生した雷雲が陸地に流入して発雷することがある。落雷による被害は、人的被害、建物の焼失及び電力施設の損壊等であるが、近年は電力の瞬断による精密機器への影響も多くなってきている。

④ 冷害

夏期に持続的な低温となるために起こる農作物害であり、次の2つのタイプがある。

ア オホーツク海高気圧が優勢で、北日本の太平洋側で海霧を伴った北東風（やませ）が

吹き、影響を与えることが多い。

イ 日本上空の偏西風が南下し、大陸の寒冷な空気がしばしば北海道や東北地方の北部に流入して、県内全般で日照時間が少なく、低温が続く。

##### ⑤ 干害

主に農業生産に被害を及ぼし、次の2つのタイプがある。

ア 梅雨前線の活動が弱く空梅雨となり、夏期の降水量が著しく少なくなる場合。

イ 日本付近で高気圧が東西に帶状に連なって持続する場合。

#### 季節別等の災害危険性（置賜地域）

春	○融雪に伴う浸水害及び土砂災害 ○霜や降ひょうに伴う農林被害 ○季節風や低気圧等に伴う強風被害
夏	○停滞前線や雷雨に伴う浸水害及び土砂災害 ○台風による被害は雨中心 ○落雷や白鷹山系を中心とした地域に降ひょうによる被害 ○優勢な太平洋高気圧による干害
秋	○台風に伴う強風害、浸水害及び土砂災害 ○10・11月の低気圧や季節風による強風被害
冬	○豪雪に伴う積雪害、雪崩

#### （4）土砂災害の危険箇所

土砂崩壊は、おおむね土石流、がけ崩れ、地すべりの3つに分類される。町内の山地を背にする地域では、急傾斜地や土石流の危険箇所が多く点在している。本町における危険箇所は以下のとおりである。

##### ① 土砂災害警戒区域等

土砂災害防止法に基づき区域指定した箇所。指定箇所は、警戒区域と特別警戒区域で警戒避難体制の整備や住宅の構造規制が行われる。

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）：土砂災害が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域。

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）：「土砂災害警戒区域」のうち、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域。

#### 土砂災害警戒区域等の指定区域

土石流	土石流の発生のおそれがある渓流において、扇頂部から勾配が2度以上の区域
急傾斜地の	傾斜度が30度以上で高さが5m以上を有する区域、急傾斜地の上端から

崩壊	水平距離が 10m以内の区域及急傾斜地の下端から急傾斜地高さの 2 倍 (50mを超える場合は 50m) 以内の区域
地すべり	地すべり区域下端から、地滑り地塊の長さに相当する距離（250mを超える場合は 250m）の範囲内の区域 ※特別警戒区域は、地すべり区域の下端から最大で 60m の範囲内の区域 ※地すべり区域：地すべりしている区域又は地すべりするおそれのある区域

#### 本町の土砂災害警戒区域等の指定箇所数

	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
土石流	48	31
地すべり	5	0
急傾斜地	12	12
計	65	43

(令和 3 年 6 月 22 日現在)

#### ② 山地災害危険地区

山地災害危険地区：山腹崩壊、地すべり及び崩壊土砂流出等による災害が発生するおそれがある地区を調査して、その実態を把握し、県が山地災害危険地と判定した地区

山腹崩壊危険地区	山腹崩壊（山崩れ）や落石などにより災害が発生するおそれがある地区
崩壊土砂流出危険地区	山腹崩壊などによって発生した土砂などが土石流となり、災害が発生するおそれがある渓流
地すべり危険地区	地すべりにより災害が発生するおそれがある地区

#### 本町の山地災害危険地区の把握箇所数

山腹崩壊危険地区	崩壊土砂流出危険地区	地すべり危険地区
20	74	18

(令和 2 年 3 月現在)

#### (5) 河川のはん濫

本町は最上川の支流の置賜白川が貫流し、その支流の萩生川、小白川、宇津川、広河原川や数多くの渓流があり、浸水被害等を被ってきた。

そのうち置賜白川（水位周知河川）について、県により想定最大規模の降雨の際の洪水浸水想定区域図が公表（平成29年 4 月 28 日）されている（本町では、県管理の置賜白川及び萩生川が該当）。

町では、県の想定に基づき、1,000年に 1 回程度（毎年、1 年間にその規模を超える洪水が発生する確率がおおむね 1 / 1,000 (0.1%) ）発生する規模を超える降雨により浸水すること

が想定される区域や土砂災害警戒区域、避難所等を示す「飯豊町防災ハザードマップ」（2021年1月）を作成し、地域の危険箇所を認識し、災害発生時には迅速な避難行動や災害応急対応を行えるよう促している。

#### （6）地震に伴う地盤災害

##### ① 地盤の特徴

平地部の扇状地の扇端部及び外縁部は、細粒の泥、シルト等の未固結堆積物からなり、軟弱地盤となっている。また、山地に囲まれた急傾斜地が多いこと等から、地すべり等の土砂災害危険箇所が全域に点在している。

##### ② 地震動の増幅率

地震動は、地表に伝達する際に増幅され、その地点の震度となるが、増幅の程度は、その地点の地盤の特性によって決定される。増幅の要素である加速度の増幅率については、緩扇状地や一部の段丘でも増幅率が2.0～2.5となるが、多くの扇状地や平野部の砂丘ではおおむね1.5～2.0程度の増幅率となっている。一方、丘陵部では1.0～1.5の増幅率を示し、山地については多くは1.0未満であるが、堆積岩類などの被覆層が厚い地域で1.0～1.5となっている。

##### ③ 液状化危険度

大きな地震が起った場合、その地震動により地盤の性質によっては液状化現象が発生し、その地域に大きな被害を及ぼすことが知られている。長井盆地の西縁で地震が起った場合には、長井盆地や米沢盆地の低地の広い範囲で液状化が発生する可能性が高い。

##### ④ 気象

地震が起った場合、被害状況に影響を及ぼす気象要素として、大雨や積雪及び風速をあげることができる。大雨は、地震で緩んだ地盤に、がけ崩れや地すべり等を引き起こし易くする。

積雪は、屋根に積もった積雪加重として建物の倒壊可能性を増大させるとともに、地震動による雪崩の発生など、直接的に被害を拡大させる要因となる。また、車両の通行阻害要因として、迅速な消防活動や救急救助活動、緊急輸送活動に影響を及ぼすことが考えられる。風速は、建物倒壊によって発生した地震火災の延焼面積を拡大する要因となる。

#### （7）活断層

活断層とは、最近の地質時代に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことであり、山形県においては主要な4つの断層帯の調査が行われている。そのうちの1つが、朝日町から米沢市に至る長さ51kmの長井盆地西縁断層帯であり、断層の西側が相対的に隆起する逆断層と推定され、地震が発生すれば大きな被害が発生すると想定されている。

本町における活断層は、長井盆地西縁断層帯と呼ばれる若干雁行する短い断層の集まりである。長井盆地と西縁の山地との地形境界付近に位置し、盆地形成に大きく関与している断層である。断層はさらに北東へ連続し、地形境界をなす直線的な急崖部よりやや離れた盆地寄りのところに変位地形が認められる。崖線付近では鮮新～更新統は東側へ急傾斜しており、

それに伴って地形面も盆地側へとう曲し、一部では低断層崖を形成しているところもある。

#### 4 社会的条件

##### (1) 人口

町の人口及び世帯数は、令和2年10月1日現在で6,613人、2,125世帯、一世帯当たりの人員は3.1人となっている。町全体としての人口は依然として減少が続いている。地域的に見ると山間地の人口減が続いている、しかも高齢化が強まっている。これらは、災害発生時の応急対策等、初期活動、自主防災活動の支障が懸念される。

人口の推移を見ると、昭和30～40年代には高度経済成長に伴う都市部への人口流出により急激な減少傾向が続いたが、昭和50年以降はその傾向が緩やかになってきており、人口の減少には緩和の兆しが見られる。しかし、減少傾向は依然として続いている。平成2年以降は10,000人を下回る水準となり、平成12年度以降はさらに減少が加速している。

世帯数は減少が続いているものの、人口の減少に比べると緩やかな傾向となっている。

年齢3区分別の人口比率を比べてみると、年少人口（15歳未満）の比率は総人口と同じく、昭和30～40年代に急激に減少した後、昭和60年及び平成2年には一時的に増加したが、平成7年には再び減少に転じている。一方で、老人人口（65歳以上）の比率は上昇を続けており、特に昭和60年以降はその傾向が一層強まっている。平成2年以降は、老人人口が年少人口の比率を上回っており、令和2年10月1日現在では住民の38.6%が65歳以上の高齢者となっている。

このような高齢化の進行に伴い、75歳以上の後期高齢者とともに、寝たきりの高齢者や一人暮らし高齢者が着実に増加していくことが予想され、高齢者（とりわけ独居老人）、障がい者等いわゆる要配慮者の増加については、防災知識の普及、災害時の情報提供、避難誘導、救護・救済対策等防災の様々な場面において、要配慮者に十分配慮したきめ細かな施策を、他の福祉施策との連携の下に行う必要がある。

また、災害の発生時に要配慮者としての外国人にも十分配慮するとともに、防災体制を強化する必要がある。さらに、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れ、要配慮者を含めた多くの住民参加による定期的防災訓練、防災思想の徹底等を図る必要がある。

人口及び世帯数の推移

	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
0～14歳（人）	1,772	1,908	1,881	1,640	1,325	1,064	939	840	755
15～64歳（人）	7,083	6,636	6,095	5,547	5,256	4,878	4,494	3,929	3,303
65歳以上（人）	1,365	1,587	1,904	2,351	2,623	2,681	2,510	2,535	2,555
総数（人）	10,220	10,131	9,880	9,538	9,204	8,623	7,943	7,304	6,613
0～14歳比率	17.3%	18.8%	19.0%	17.2%	14.4%	12.3%	11.8%	11.5%	11.4%

	昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年	令和2年
65歳以上比率	13.4%	15.7%	19.3%	24.6%	28.5%	31.1%	31.6%	34.7%	38.6%
世帯数（世帯）	2,466	2,373	2,334	2,316	2,333	2,299	2,235	2,190	2,125
世帯人員（人）	4.1	4.3	4.2	4.1	3.9	3.8	3.6	3.3	3.1
人口増減率（%）	-5.1	-0.9	-2.5	-3.5	-3.5	-6.3	-7.9	-8.0	-9.4

(国勢調査)

## (2) 産業

本町の産業別就業人口は、平成27年国勢調査によると、第一次産業659人（17.2%）、第二次産業1,321人（34.5%）、第三次産業1,844人（48.2%）となっており、第二次産業の割合が減少し、第一次・第三次産業の割合が増加しているが、全体的に大きな変動はなくほぼ横ばいとなっている。

農業は、米や米沢牛、アスパラガス等の生産が盛んであるが、農家数の減少とともに兼業化が進んでおり、平成27年（農林水産省 2015年農林業センサス）の総農家数は727戸、うち主業農家は131戸、準主業農家168戸、副業的農家302戸、自給的農家126戸となっている。なお、2020年2月1日（農林水産省 2020年農林業センサス）現在、総農家数は562戸で、うち販売農家463戸、自給的農家99戸なっている。

一方、町内には令和2年6月1日（経済産業省2020年工業統計調査）現在、18の事業所（従業者4人以上の製造業事業所）があり、従業者数は1,031人である。なお、令和3年4月1日現在、町内に東山工業団地があり14社が操業している。

また、平成28年6月1日現在の商店数（小売業・卸売業）は70（うち小売業は63）、従業者数は321人で、自町購買依存率は14.1%（平成30年度山形県買物動向調査）と低く、長井市等への流出が目立つ。

なお、長井市、米沢市などの近隣市町に通勤している住民も多く、昼間の人口の流出は、地域の防災力の低下につながるため、防災対策を講ずる上で考慮する必要がある。

さらに、町では、豊かな自然や特産物などの観光資源を生かすべく、施設の整備やPR活動を進めてきており、町を訪れる観光客は2019年には1,232千人と増えている。しかし、観光客は災害時には災害弱者となりうるため、そのための対策が必要である。

## (3) 交通

県都山形市まで約50km、置賜の中核都市米沢市まで約22km、山形空港まで約72kmである。国道113号は、国道13号につながる大動脈である。特に、東北自動車道に直結する東北中央自動車道並びに新潟市と仙台市を結ぶ新潟・山形南部連絡道路の高速交通体系の整備により、山形市、米沢市などの周辺市町のみならず、その圏域はさらに拡大する可能性を持っている。主要地方道、一般県道は、地域開発幹線道路として主要地方道長井飯豊線「手ノ子工区」のバイパス等の完成など整備が図られているが、道路幅員も狭く、引き続き整備促進を要望していく必要がある。

町道はこれまで最も力を入れ整備を進めてきたが、2020年の町道改良率は61%と国・県道と比較し整備水準が低く、整備要望は依然として高い。また、自動車の保有台数も1世帯当

たり2.92台（平成30年度末）と多く、通勤、通学等の日常生活に欠かせないものになっている。そのため、幹線道路への接続、冬期間の交通確保、歩行者の安全性に配慮した整備を進めるとともに、維持補修管理体制の充実を図っていく必要がある。

鉄道は、東日本旅客鉄道の米坂線（町内3駅）が運行され、新潟県と結ばれている。国道113号と同様、経済、文化、流通には重要な交通機関である。また、山形新幹線（平成4年開通）により、東京まで約3時間の時間距離となる。

デマンド交通、スクールバス等により、高齢者や児童生徒等いわゆる交通弱者の貴重な足の確保を図っている。今後も住民と協力の上維持・整備を図る必要がある。

特に災害時の避難及び応急物資受入のための緊急輸送路の確保は、急を要する大事な課題となってくる。

## 5 災害履歴（資料14参照）

本町の災害は、洪水、火災、豪雪等がある。

## 第5節 震災の想定

平成7年1月17日に発生し、大きな被害をもたらした阪神・淡路大震災は、このような地震が日本各地で発生する可能性があることを、教訓として我々にもたらした。その後も、平成16年の新潟県中越地震、平成17年の福岡県西方沖地震、宮城県沖地震などマグニチュード7.0クラスの大規模地震が発生し、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、マグニチュード9.0と国内観測史上最大規模の地震により各地に甚大な被害をもたらしたが、大規模地震は、いつどこで起きてもおかしくない状況にある。

本計画を阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震クラスの内陸型地震にも有効に機能するようにすることは重要な課題であり、また、このためには、このような大規模地震が発生した場合の被害を想定することが必要である。

このような観点から、山形県では、「山形県地震対策基礎調査（調査報告書）（平成10年3月）」を公表した。

また、平成14年には国の地震調査研究推進本部地震調査委員会（以下「地震調査委員会」という。）より「山形盆地断層帯の長期評価」が公表され、村山地方においてマグニチュード7.8の地震発生の可能性があることが指摘されたことを受け、山形県は「山形盆地断層帯被害想定調査（報告書）（平成14年12月）」を実施した。

さらに、地震調査委員会から平成17年に「長井盆地西縁断層帯及び庄内平野東縁断層帯の長期評価」が公表され、庄内地方においてマグニチュード7.5、置賜地方においてマグニチュード7.7の地震発生の可能性があることが指摘されたことから、「山形県地震被害想定調査（調査報告書）（平成18年3月）」を実施した。

## 1 想定地震

### (1) 既往地震

山形県及びその付近に起こった主な地震は、次表のとおりである。

主な地震記録と被害概況

	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度：及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
1	850年11月27日 (嘉祥3.10.16)	出羽	39.0	139.7	7.0	出羽国地大いに震い、国府井口（山形県飽海郡本楯村樋口）の地山谷所を易ふ。又、海波を颶げ圧死するもの多し。
2	1804年7月10日 22時 (文化元. 6. 4)	象潟地震 (羽前・羽後)	39.1	140.0	7.0	由利郡、飽海郡、田川郡の被害大。特に、象潟では潰れた家532戸、死者63人。この地震全体では、潰家5,500、死者333人。津波を伴い、余震多し。 又、陸地隆起（最大2m位）して、象潟湖干涸となる。
3	1833年12月7日 15時 (天保4.10.26)	羽前佐渡 (庄内沖)	38.9	139.3	7.5	被害は庄内・佐渡で最も大きく、津波が発生した。山形県南部では水死38人、家屋流失158、船流失305、山形・新潟県境では潰家270戸、佐渡では家屋流失79、家屋全半壊460、津波は北海道から能登までに及んだ。
4	1894年10月22日 17時35分 (明治27)	庄内地震	38.9	139.9	7.0	被害は酒田付近が最も大きく、山形、本荘にまで及んだ。被害は、死者726人、負傷者1,060人、家屋全壊3,858戸、半壊2,397戸、破損7,863戸、焼失2,148戸、余震多し。
5	1896年8月31日 17時06分 (明治29)	陸羽地震 (羽後・陸中 境付近)	39.5	140.7	7.2	被害は、屋根瓦墜落や石灯籠の転落、土蔵の壁亀裂等で軽微だったが、山形では庄内地震より強く感じた。
6	1897年2月20日 05時50分 (明治30)	宮城県沖	38.1	141.9	7.4	天童で住家小被害。
7	1933年3月3日 2時31分 (昭和8)	昭和三陸 地震	39.1	145.1	8.1	震度：山形県下一円3。軽微な被害、家屋損壊7（庄内4、村山3）、その他軽被害。
8	1939年5月1日 14時58分 (昭和14)	男鹿地震	39.9	139.8	6.8	震度：酒田4、山形2。弱い津波あるも被害なし。

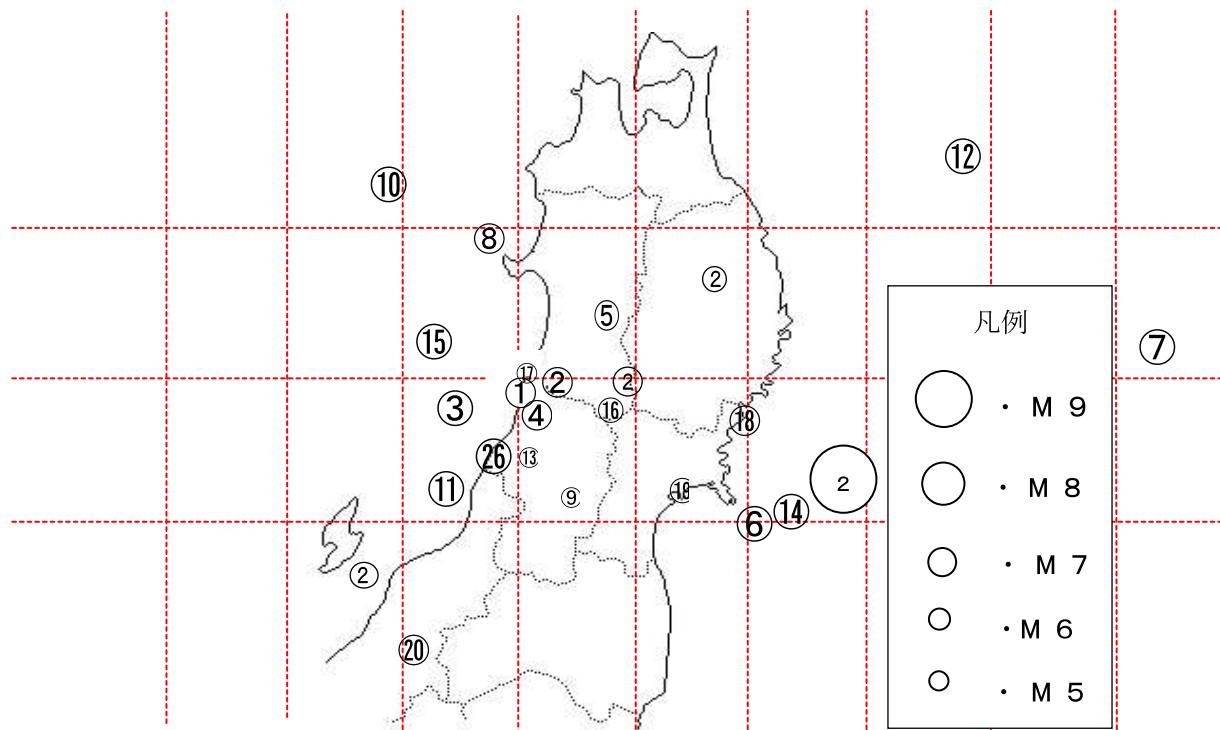
△	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度：及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
9	1944年12月7日 1時27分 (昭和19)	左沢地震	38.4	140.4	5.5	震度：山形3（震源地付近震度：6）。大江町本郷萩野付近で納屋倒壊1、このほか、土蔵の破損多数、家屋の傾斜や異常数戸あり。左沢で煙突折損、山崩れ、地割れあり。地鳴りを伴い余震多数。
10	1964年5月7日 16時58分 (昭和39)	男鹿半島 沖	40.4	138.7	6.9	震度：酒田4、新庄2、山形1。秋田山形県境の小砂川～女鹿間の線路に地割れ、列車一時不通、弱い津波発生。
11	1964年6月16日 13時01分 (昭和39)	新潟地震	38.4	139.2	7.5	震度：鶴岡6、酒田・新庄5、山形4。被害は、県全域に及んだが、庄内地方ほど大。津波も発生したが、被害はほとんどなし。県内の被害は、死者9人、負傷者99人、住家全壊512戸、半壊1,283戸、床上浸水16戸、床下浸水23戸、一部破損42,074戸、非住家被害1,772戸、水田流失埋没787箇所、道路損壊185箇所、橋梁流失4箇所、堤防決壊6箇所、山崩れ35箇所、鉄道被害22箇所、通信被害458回線、船舶破損4艘、被災世帯1,505件、被災者概数7,331人。
12	1968年5月16日 9時48分 (昭和43)	十勝沖 地震	40.7	143.6	7.9	震度：酒田4、山形・新庄3。被害は、非住家被害（中山町）1戸、停電（上山市・中山町）約1,800戸。
13	1972年8月20日 19時09分 (昭和47)	山形県 中部	38.6	140.0	5.3	震度：酒田・新庄3、山形1。鶴岡市でコンクリートアパートの壁剥落や停電6,000戸等の軽被害。
14	1978年6月12日 17時14分 (昭和53)	宮城県沖 地震	38.2	142.2	7.4	震度：新庄5、山形・酒田4。被害は、交通障害、電話回線の不通等の広範囲にわたる。この他、負傷者1人、住家全壊1戸、一部破損非住家被害2戸、道路損壊4箇所、停電19万戸に達し、被害総額は5億円を超えた。
15	1983年5月26日 11時59分 (昭和58)	日本海中部 地震	40.4	139.1	7.7	震度：酒田4、山形・新庄3。被害は、建物一部破損1戸、道路損壊1箇所、船舶沈没9艘のほか、文教施設23戸、停電（酒田市）560戸、水道管破裂や電話不通等の被害があった。（秋田県内で県人2人死亡）

順位	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度：及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
16	1996年8月11日 3時12分 (平成8)	秋田・宮城 県境	38.9	140.6	6.1	震度：新庄4、酒田・金山3。負傷者（最上町）12人、住家一部破損（最上町・尾花沢市）8戸、道路損壊6箇所、河川1箇所の被害があった。
17	1999年2月26日 14時18分 (平成11)	秋田県 沿岸南部	39.2	139.8	5.3	震度：遊佐町5弱、酒田市・八幡町・平田町4。住家一部破損217戸、公共施設一部損壊13施設（遊佐町12、酒田市1）、道路損壊7箇所、河川被害1箇所、停電1,038戸（酒田市）、断水113戸の被害があった。 (公共施設1施設と停電以外はすべて遊佐町に被害が集中)
18	2003年5月26日 18時24分 (平成15)	宮城県沖	38.8	141.7	7.1	震度：中山町5強。村山市・最上町5弱。負傷者（山形市3、中山町1、山辺町1、村山市2、尾花沢市1、大石田町1、新庄市1）10人、住家一部破損2棟、非住家一部破損85棟、道路損壊14箇所、河川1箇所などの被害があった。
19	2003年7月26日 7時13分 (平成15)	宮城県 北部	38.4	141.2	6.4	震度：中山町・村山市・新庄市・最上町4。負傷者（山形市、山辺町）2人の被害があった。
20	2004年10月23日 17時56分 (平成16)	新潟県 中越地震	37.3	138.9	6.8	震度：村山市・山辺町・中山町・河北町・川西町・小国町・酒田市4。人的・物的被害なし。
21	2005年8月16日 11時46分 (平成17)	宮城県沖	38.2	142.3	7.2	震度：上山市・村山市・天童市・東根市・尾花沢市・山辺町・中山町・河北町・新庄市・最上町・舟形町・大蔵村・戸沢村・米沢市・南陽市・高畠町・川西町・小国町・白鷹町・酒田市・庄内町・藤島町・三川町・遊佐町・松山町・平田町4。 負傷者（天童市）1人、住家一部破損1棟、非住家一部破損3棟、文教施設一部破損3箇所などの被害があった。
22	2007年7月16日 10時13分 (平成19)	新潟県 中越沖 地震	37.6	138.6	6.8	震度：上山市・山辺町・中山町・西川町・川西町・小国町・白鷹町・飯豊町4。鶴岡市・酒田市・山形市・米沢市ほか15市町村3。人的・物的被害なし。

△	発生年月日	地震名 又は 地域名	震央		規模 (M)	県内の震度：及び被害概況
			北緯 (度)	東経 (度)		
23	2008年6月14日 8時43分 (平成20)	岩手・宮城 内陸 地震	39.0	140.9	7.2	震度：最上町5弱。鶴岡市・酒田市ほか20市町村4。長井市3。 県人3名が宮城県栗原市内で死亡、ほか2名が行方不明。県地内での被害は重傷者1、住家1、非住家3、道路被害5、にごり水7地区、180戸断水、教育施設一部損壊5など
24	2008年7月24日 0時26分 (平成20)	岩手県 沿岸北部	39.7	141.6	6.8	震度：鶴岡市・酒田市・村山市・中山町・最上町4。山形市・米沢市・新庄市ほか25市町村3。 重傷者2、非住家被害1
25	2011年3月11日 14時46分 (平成23)	東北地方 太平洋沖 地震 『東日本 大震災』	38.1	142.9	9.0	震度：上山市・中山町・尾花沢市・米沢市5強。鶴岡市・酒田市・新庄市・村山市・天童市・東根市・南陽市ほか13市町村5弱。山形市・寒河江市・長井市ほか8町村4。県人2名が山形市内、南相馬市内で死亡。 余震（2011年4月7日） 宮城県沖（M7.2） 最大震度5弱：新庄市・最上町・舟形町・大蔵村・村山市・東根市・中山町・河北町・尾花沢市・大石田町。 県人1名が尾花沢市内で死亡 余震（2011年4月11日） 福島県浜通り（M7.1） 最大震度5弱：上山市・山辺町、中山町・白鷹町 その他重傷者10、軽傷者35、住家被害（半壊14、一部損壊1,279）、非住家124などの被害があった。
26	2019年6月18日 22時22分 (令和元)	山形県沖	38.6	139.5	6.7	震度：鶴岡市6弱、酒田市、三川町、大蔵村5弱、米沢市、新庄市、上山市ほか19市町村4、山形市、寒河江市、天童市ほか6市町3 重傷者3名、軽傷者25名、住家半壊4棟、一部破損940棟の被害があった。

資料：山形県史（編：山形県）、山形県災害年報（左同）、理科年表（編：国立天文台）ほか

## 山形県内及び周辺地域で発生した主な地震



※1 715年から2019年にかけて発生した地震の震央部分を示す。

※2 番号は「主な地震記録と被害概況」の表の番号と一致する。

(山形県地域防災計画より)

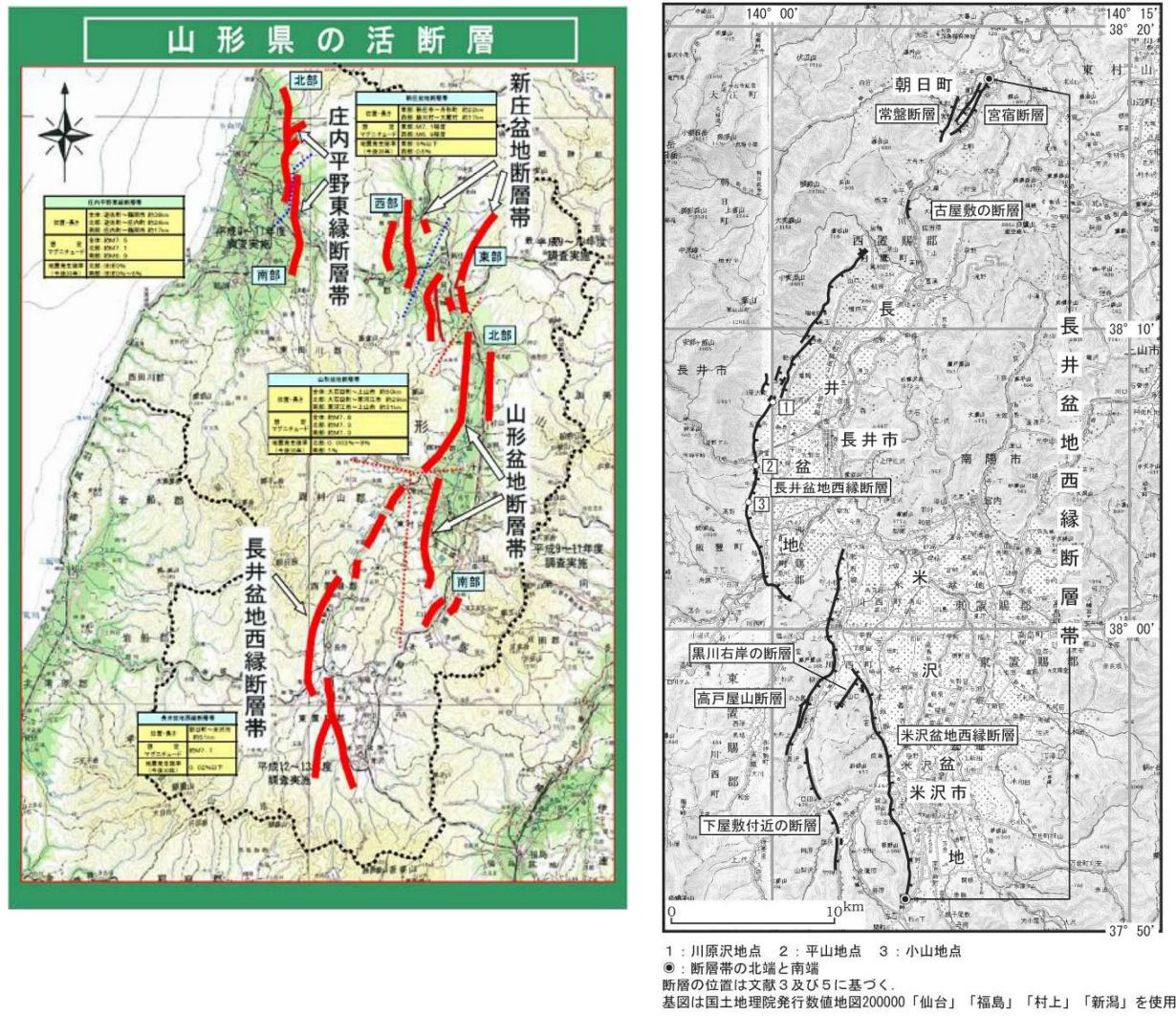
## 2 長井盆地西縁断層帯の長期評価

国の地震調査委員会は、平成17年2月に長井盆地西縁断層帯の長期評価を公表した。本断層帯の平均活動間隔は5千-6千3百年程度、最新活動時期が約2千4百年前以後と求められ、今後30年以内、50年以内、100年以内、300年以内の地震発生確率は、それぞれ0.02%以下、0.04%以下、0.1%以下、0.5%以下と評価している。（算定基準日令和3年（2021年）1月1日）

### 想定地震

区分	震源域	地震規模 (マグニチュード)	起震断層の長さ
内陸型地震	長井盆地西縁断層帯	7.7	51 km

## 活断層の分布図



### 3 長井盆地西縁断層帯の被害想定結果

この被害想定結果は、県の「山形県地震被害想定調査（調査報告書）（平成18年3月）」において、長井盆地西縁断層帯全体が同時に活動し、最大規模の地震動が発生すると仮定して、被害を想定したものである。

※発生ケースは、在宅の状況、積雪の有無及び火気の使用状況を考慮し、条件の異なる3つのケースを設定。

- ① 夏季昼間（13時）
- ② 冬季早朝（6時）：積雪があり、在宅者が多いと考えられる。
- ③ 冬季夕方（17時）：積雪があり、火気使用が多いと考えられる。

### (1) 想定地震の設定

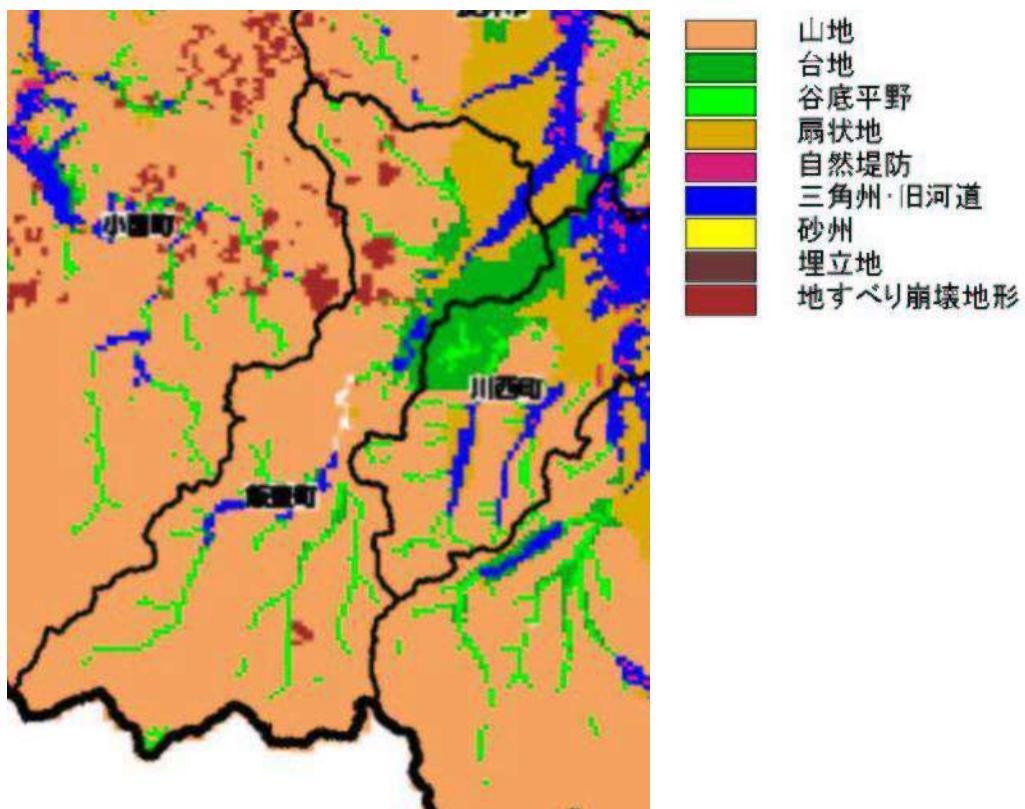
「長井盆地西縁断層帯の長期評価（地震調査研究本部地震調査委員会）」に基づき、想定地震を次のとおり設定する。

項目	想定内容
位置	朝日町～米沢市
断層長さ	約 51 km
マグニチュード (M)	7.7

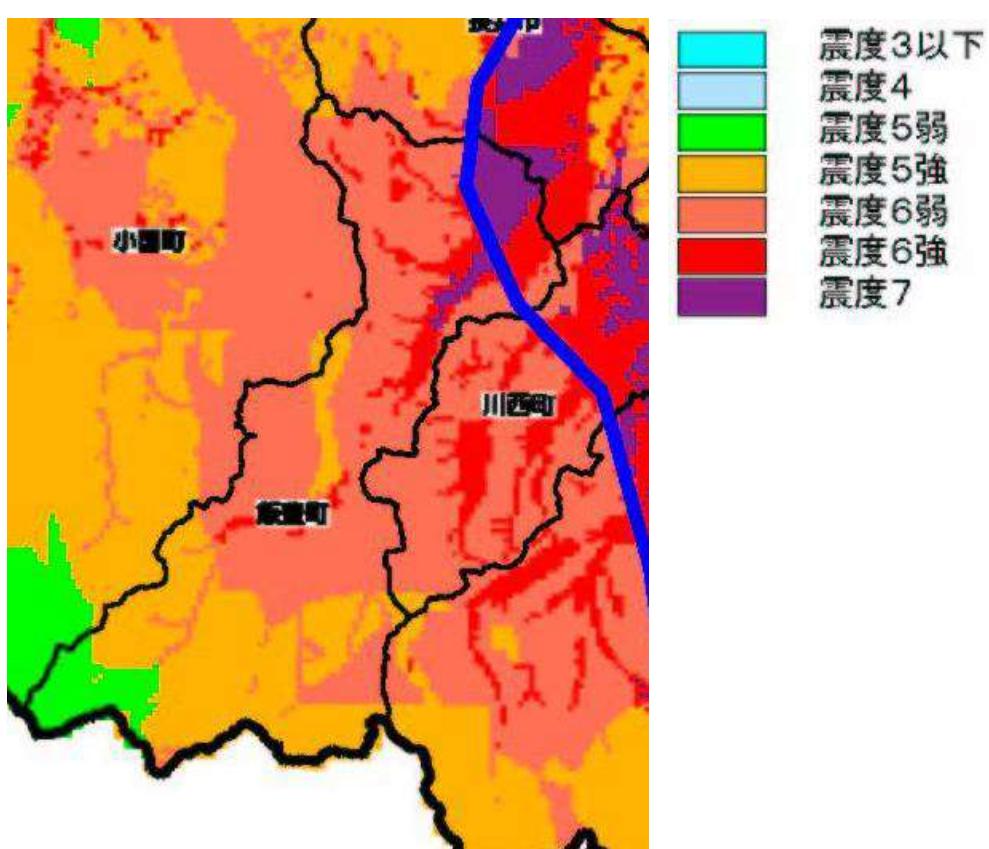
### (2) 震度分布（長井盆地西縁断層帯）

震源に近い置賜、村山地域において、震度 6 強以上の地域が分布する。震源から離れた最上、庄内地域の一部においても震度 6 弱の地震が発生し、震度 5 強以上の地域は県内の広範囲に分布する。本町においては、断層帯東側の長井盆地の扇状地及び白川中流部の谷底平野で震度 7 が分布し、台地・山地には震度 6 強～震度 6 弱が広く分布する。

微地形区分



震度



### (3) 液状化・斜面災害

本町においては、液状化危険度は河川沿いは非常に高いものの、それ以外の地域は液状化は起こらないものと評価される。

斜面災害については想定地震断層の近傍で揺れが大きくなり、危険箇所周辺（急傾斜地、土石流危険渓流、地すべり危険箇所）では土砂災害の危険性が非常に高いと考えられる。

### (4) 建物被害

置賜全体の全壊棟数は、夏季で約2万棟、冬季で約2万2千棟と推定された。特に、断層帯に近い長井市、飯豊町、川西町、高畠町及び米沢市などは、全壊率が10%を超える被害が想定される結果となった。また、半壊棟数は、夏季で約4万6千棟、冬季で約5万1千棟になると推定され、建物被害は大きなものになると考えられる。

### (5) 人的被害

建物被害の大きな地域で人的被害は大きくなり、冬季早朝の発生ケースでの人的被害が最大になった。これは、早朝のために家屋内にいる人の数が多いために、家屋の倒壊などによって死傷者数が多くなるためと考えられる。

長井盆地西縁断層帯の想定地震の場合は、最大で死者1,706人、負傷者16,405人になると算出された。

地震直後の避難者数は、県内全体で最大、長井盆地西縁断層帯の想定地震の場合で約7万9千人と推定された。強い揺れが予想された震源断層周辺の市町村での値が大きくなるとともに、夜間の方が避難者数の総計が大きくなる傾向を示した。

### (6) ライフライン被害

上水道施設は、長井市、高畠町、川西町、飯豊町が、発災一日後でも断水率が90%を超えると推定された。

電気については、置賜地域と村山地域の約4万4千世帯が停電すると想定される。

電話についても電気と同様に置賜地域や村山地域に被害が集中し、全県で2万6千世帯が不通になり、また、地震発生直後には輻輳が発生するため施設に被害のない地域でも電話ができない可能性がある。

### 本町における想定被害

長井盆地西縁断層帯地震		被害想定		
		冬の夕方	冬の早朝	夏の昼間
震度		最大で震度7		
建物被害	全壊計（棟, %）	834 (16.5)	734 (14.6)	
	※建物棟数 5,030 棟 半壊計（棟, %）	1,269 (25.2)	1,117 (22.2)	
ライフライン被害	上水道の断水世帯：地震直後（世帯, %）	2,102 (98.9)		
	上水道の断水世帯：一日後（世帯, %）	1,919 (90.3)		
	L P ガス全半壊率：冬期 (%)	41.8		
	L P ガス要点検供給世帯（世帯）	778		
	停電世帯（世帯, %）	385 (16.4)		
	電話不通世帯（世帯, %）	213 (7.3)		
人的被害	死者（人）	22	50	17
	負傷者（人）	365	631	307
	避難者：昼間（人, %）	782 (8.5)		
	避難者：夜間（人, %）	1,145 (12.4)		

### 全県の被害

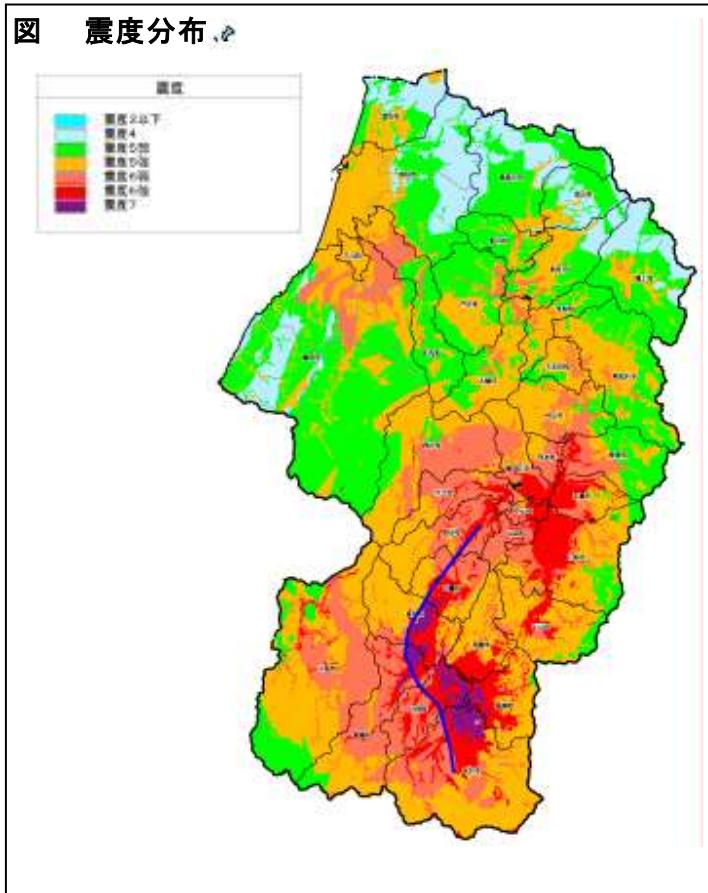


表 想定される被害の概要

	発災ケース		
	夏季昼間	冬季早朝	冬季夕方
地震規模		M7.7	
建物被害	建物全壊（棟） 3.8%	22,475 4.2%	22,475 4.2%
	建物半壊（棟） 8.7%	46,022 9.6%	50,926 9.6%
人的被害	死者（人） 0.1%	755 0.1%	1,706 0.1%
	負傷者（人） 0.7%	9,286 1.3%	16,405 0.9%
	避難者（人） 5.8%	72,488 6.3%	78,849 5.8%
ライフルライン	上水道断水世帯	327,131 87.2%	
	下水道排水困難者	25,628 3.4%	
	電気停電世帯	43,750 9.6%	
	都市ガス停止世帯	29,005 38.5%	
	L P ガス要点検世帯	52,495 14.8%	
	電話不通世帯	25,709 5.5%	

※ %表示は、評価対象の全数（県内全建物数、総人口、総加入世帯数等）に対する被害の割合

市町村別建物全半壊及び人的被害数

ブロック	市町村名	冬季				冬季早朝(人)			
		全壊棟数	全壊率(%)	半壊棟数	半壊率(%)	死者	負傷者	避難者	
村山	山形市	4,251	4.6	11,155	12.1	399	2,523	22,415	
	寒河江市	1,076	5.2	2,673	12.9	79	856	3,788	
	上山市	347	2.1	1,173	7.2	30	449	2,218	
	村山市	169	1.1	863	5.5	13	257	1,345	
	天童市	1,422	4.8	3,395	11.4	102	1,016	5,052	
	東根市	569	2.6	1,987	9.0	40	544	2,345	
	尾花沢市	3	0.0	120	1.0	1	46	376	
	山辺町	299	3.8	893	11.3	20	343	10,472	
	中山町	396	9.3	793	18.6	37	516	1,294	
	河北町	263	2.5	926	8.9	19	331	1,111	
	西川町	58	1.4	305	7.3	4	117	326	
	朝日町	250	7.4	558	16.4	25	398	928	
	大江町	154	3.9	495	12.6	13	257	770	
	大石田町	17	0.4	133	3.0	2	74	356	
最上	新庄市	6	0.0	171	0.9	2	74	825	
	金山町	0	0.0	3	0.1	0	0	35	
	最上町	0	0.0	5	0.1	0	0	50	
	舟形町	0	0.0	16	0.8	0	0	122	
	真室川町	0	0.0	16	0.3	0	0	71	
	大蔵村	2	0.1	24	1.6	0	0	139	
	鮭川村	0	0.0	11	0.5	0	0	71	
	戸沢村	0	0.0	11	0.5	0	0	98	
置賜	米沢市	4,199	11.1	7,597	20.2	353	2,325	10,261	
	長井市	2,051	11.0	3,740	20.0	116	1,107	3,390	
	南陽市	1,966	9.9	3,758	19.0	118	1,119	3,767	
	高畠町	1,770	12.3	3,022	20.9	107	1,049	3,094	
	川西町	1,119	14.8	1,892	25.0	94	962	2,563	
	小国町	89	1.6	471	7.7	7	170	490	
	白鷹町	1,110	10.7	1,993	19.2	59	705	1,791	
	飯豊町	834	16.5	1,269	25.2	50	631	1,145	
庄内	鶴岡市	旧鶴岡市	48	0.1	713	1.8	8	186	3,593
		旧藤島町	1	0.0	95	2.3	1	46	576
		旧羽黒町	2	0.1	62	1.9	1	46	266
		旧櫛引町	1	0.0	50	1.9	1	46	255
		旧朝日村	0	0.0	11	0.6	0	0	62
		旧温海町	0	0.0	3	0.1	0	0	31
		計	52	0.1	934	1.7	11	324	4,783
	酒田市	旧酒田市	0	0.0	234	0.6	1	46	1,201
		旧八幡町	0	0.0	7	0.2	0	0	34
		旧松山町	0	0.0	2	0.1	0	0	28
		旧平田町	0	0.0	17	0.6	0	0	90
		計	0	0.0	260	0.6	1	46	1,353
	庄内町	旧立川町	0	0.0	44	1.9	1	46	269
		旧余目町	3	0.0	217	3.2	2	74	866
		計	3	0.0	261	2.9	3	120	1,135
	三川町	0	0.0	40	1.4	1	46	241	
	遊佐町	0	0.0	15	0.1	0	0	59	
村山(計)		9,274	3.8	25,469	10.3	784	7,727	43,366	
最上(計)		8	0.0	257	0.6	2	74	1,411	
置賜(計)		13,138	11.0	23,690	19.9	904	8,068	26,501	
庄内(計)		55	0.0	1,510	1.2	16	536	7,571	
全県(計)		22,475	4.2	50,926	9.6	1,706	16,405	78,849	

※人口は、平成 12 年度国勢調査データを使用。

※最も被害が大きいと想定される冬期早朝のケースを掲載。

## 4 今後の課題

### (1) 地震災害に対する意識の高揚

本町においては、幸い過去に大きな被害をもたらすような地震を経験していない。平成23年3月の東日本大震災の際には震度4を記録し、その後、余震が続いたこともあり、危機意識が高まったとは言えるものの、住民の間では、まだまだ大地震に対する危機意識が強くないというのが現状である。

しかし、想定地震による調査結果が示すとおり、本町においても大規模な地震が発生する危険性は存在する。今後、町職員の研修・訓練及び住民への啓発活動を通じて、地震に対する心構えを万全にすることが特に重要である。

年代別地震回数の集計（飯豊町上原で震度1以上）（統計期間：2020年9月1日まで）

期間	震度1	震度2	震度3	震度4	震度5弱以上
2000年代	23	9	3	1	0
2010年代	256	83	7	3	0
2020年代	14	1	2	1	0
合計	293	93	12	5	0

### (2) 防災拠点施設の耐震化

災害対策本部が設置される施設、避難場所等に指定されている小中学校及び公民館などの施設は、災害発生時には重要な拠点施設となる。しかし、これらの施設の中には建築年が古いものもあり、耐震基準を満たしていない施設があることから、耐震点検・診断等を実施し、必要に応じて適切な補強工事等を実施する必要がある。また、避難施設については、耐震性の向上に加え、土砂災害等に対する安全性の確保に努める必要がある。